

荒川区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月20日

荒川区長 滝 口 学

荒川区規則第70号

荒川区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

荒川区児童育成手当条例施行規則（昭和57年荒川区規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（所得の額） 第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは、<u>375万8,000円</u>とし、扶養親族等又は児童があるときは、<u>375万8,000円</u>に当該扶養親族等（30歳以上70歳未満の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族にあっては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この条及び第7条において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。）を加算した額とする。	（所得の額） 第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは、<u>366万1,000円</u>とし、扶養親族等又は児童があるときは、<u>366万1,000円</u>に当該扶養親族等（30歳以上70歳未満の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族にあっては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この条及び第7条において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。）を加算した額とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。